

年金委員の扉

年金委員^し知^{ため}つ^{ため}為情報 (1)

年金委員とは？

年金委員（地域型）のみなさんが知っておくと為になる「年金委員^し知^{ため}つ^{ため}為情報」。初回のテーマは「年金委員とは？」。私たち年金委員は、そもそもどういう存在なのか、改めて確認しておきましょう。

年金委員は、厚生労働大臣から正式に依頼を受け（委嘱）、国が運営する厚生年金保険や国民年金について、会社や地域において、啓発・相談・助言などを行います。年金委員には、厚生年金保険に加入する企業において活動する「職域型」と、自治会などの地域で活動する「地域型」の2種類がありますが、このコーナーでは特に地域型について説明します。

地域型年金委員は、国または地方公共団体の職員として年金事務に関わったことがある方や、自治会長や民生・児童委員、社会保険労務士である方などについて、市町村などが、管轄する年金事務所に推薦を行い、厚労大臣が委嘱します。令和5年3月末時点で、全国で8,087名の地域型年金委員がいます。任期は3年（更新可）で、奉仕的な民間協力員としての活動のため、活動に伴う交通費などの支給はありますが、報酬はありません。

具体的な活動としては、

- ①年金事務所から送付される制度周知用ポスターやリーフレットを町内会の掲示板や市区町村の共有スペースに掲示・配架（配置）
- ②年金制度改正や年金制度の手続きについて掲載したチラシを地域にお住まいの方に配布
- ③日本年金機構が開催する研修会や年金制度説明会への参加
- ④毎年11月の「ねんきん月間」や11月30日の「年金の日」に自治会や地元の年金制度の関係機関や団体が主催するイベントに参加して年金制度の周知活動に協力

—などです。



年金委員の扉

地域型年金委員のお仕事 (1)

扶養親族等申告書の提出について

地域型年金委員のみなさんには、日本年金機構から年金委員として取り組んでほしい内容を、機構が開催する地域型年金委員連絡会を通じてお伝えされているところですが、「地域型年金委員のお仕事」では、機構が「広報年間スケジュール」に沿って、年金委員に依頼されている広報活動をピックアップして簡潔に紹介します。

機構では、公的年金について源泉徴収の対象となる方へ、令和8年分の「扶養親族等申告書」を9月10日(水)から順次送付しています。そこで、地域型年金委員の皆さんには、「扶養親族等申告書の提出」について地域の皆さんにご案内するよう、お願いしています。

扶養親族等申告書を日本年金機構に提出すると、老齢年金から徴収される所得税等において、配偶者控除など該当する各種控除を受けることができます。「令和8年分の扶養親族等申告書」では、令和7年度税制改正により下記の変更点があります

(1)源泉徴収の対象となる年金収入額の引き上げ

令和7年分までは、65歳未満では、年金収入が「108万円以上」でしたが「155万円以上」に、65歳以上では、年金収入が「158万円以上」でしたが「205万円以上」に引き上げられました。源泉徴収の対象から外れる方が増えることになり、この方々には機構からは扶養親族等申告書が送られてきません。

(2)配偶者控除等の対象となる配偶者の所得要件の引き上げ

48万円以下であった配偶者の年間所得の要件が58万円以下に引き上げられ、配偶者特別控除を受けられる対象範囲が「48万円超～95万円以下」から「58万円超～95万円以下」に変更されました。

(3)扶養親族の所得要件の引き上げ

扶養親族の所得要件が年間所得の見積額「48万円以下」から「58万円以下」に引き上げられました。したがって、扶養親族とは、受給者本人と生計を同じくする配偶者以外の親族で、年間所得の見積額が58万円以下の方となります。

(4)特定親族特別控除の新設

受給者本人と生計を同じくする19歳～22歳(平成16年1月2日～平成20年1月1日に生まれた方)の親族(配偶者を除きます)で、年間所得の見積額が「58万円超～85万円以下」の親族は、源泉控除対象親族として、源泉徴収の際に特定親族特別控除を受けることができます。

日本年金機構では扶養親族等申告書など年金の各種手続きについて電子申請を推奨しています。下記をご参照ください。

*日本年金機構ホームページ▶個人の方の電子申請(扶養親族等申告書):

https://www.nenkin.go.jp/denshibenri_kojin/denshibenri_rorei/denshi_fuyo/shinsei_fuyo.html